

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 1月号 (No.194)

2020年1月31日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇役員リレーエッセイ

2020年もよろしく願っています

会長 石川幸枝

全国経営懇会員の皆様 2020年が始まりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

通常国会が開会されましたが、国会の役割を果たしているといえるのか甚だ疑問です。「誠実に説明する」と幾度も聞きましたが、全く説明はなされません。「閣議決定」だけで中東に自衛隊を送ることを決定したり、議論を深めないといけない問題は強行採決、IRもまさしくその通り。国会に民主主義はあるのか？と疑問を持つのは私だけではないと思います。世界を見ても戦争と紙一重のような状況、地球温暖化問題も待たなし、世界的視野をもって、子どもたちの幸せのために頑張っていきたいものです。

朗報もありました。保育者や保護者と一緒に取り組んだ保育署名が先の国会で採択されたのです。声を上げ続ける中で、世論が国を動かした輝かしい成果です。

過日、1月13日から3日間、全国から398名の方々が長浜に集い、第40回の節目となる経営セミナーが開催されました。1日目のシンポジウム、2日目の講座と分科会、どれもが保育園が持つ課題に示唆に富んだ提起を与える内容でした。

この経営セミナーは、合研集会に集った園長さんたちの交流会が発端となり始まりました。「民主的な保育園とは」「園長と組合の関係」などを

テーマに熱く語り合い、1978年に結成された全保連が主催団体となって、1980年12月に第1回「民間保育園経営研究セミナー」が開催されることとなったのです。更に、第8回セミナーから実行委員会と全保連の共催へと発展してきました。

1998年5月、全国経営懇が結成され、第19回経営セミナーから、全国経営懇が主催することとなったのです。

全国経営懇の成り立ちは、全私保連の発足当時に掲げた「綱領」の精神に立ち、全私保連の中で積極的に論議に参加してその実現を図ることを目指して、第3の団体をつくるのではなく「懇話会」としたと井関元会長は話します。

民間保育園経営研究セミナー40年、全国経営懇22年間の歴史を踏まえ、今、民間の保育園に課せられている課題と重ね合わせて、今後の「全国経営懇のあり方」を議論し検討して、会員のみなさまに提起したいと思います。

多くの保育関係者や私たちが経営懇会員園が大事にしている「児童福祉法24条1項」を形骸化し、保育を市場化しようとする国の姿勢に對峙し、「保育は、国と自治体の責任で」の実現を迫る保育経営者組織とはどうあるべきかを探求したいと思います。

すべての子どもや保護者・職員の、生活と権利を守り発展させるために、今年も大いに力を合わせて前進していきましょう。

第40回民間保育園

経営研究セミナー

滋賀県長浜市にて開催

1月13～15日に、第40回民間保育園経営研究セミナーを開催し、35都道府県から398名が参加しました。

セミナー冒頭に、森山事務局長より基調報告を行いました。基調報告の内容は、同封資料をご覧ください。

公定価格の格差是正で処遇改善を実現しよう～基調シンポジウム

セミナー1日目の基調シンポジウムは、公定価格の格差是正問題を正面から取り上げました。現場で切実になっている保育士不足問題や保育事故の実態を切り口に、そうした実態の背景に公定価格の問題が横たわっていること、まずどこから改善を求めていくのかを、村山祐一さんが熱く語りました。保育士不足の実態は役員の岡千加雄さん（大阪・あおば福祉会）、保育事故の問題は平沼博将さん（大阪電気通信大学）から報告いただきました。また、会場からの質問も多く出されました。



講座・分科会で学びと交流を深める

2日目は、午前には講座、午後は分科会（会計講座のみ1日通し）で、学習と交流を深めました。

午前の講座では、伊藤周平さんが児童福祉法24条1項の意義について、社会保障全般の動きとからめて講演しました。今回のセミナーではじめて講師をお願いした藤田孝典さんも好評でした。

午後は、8つの分科会に分かれ交流しました。第8分科会は「講演と交流」と銘打って『今、学校で何が起こっているのか』をテーマに、朝日新聞記者の杉原里美さんの講演と指定報告（東京・武蔵野緑会）を聞いて交流するという形式にとりくみました。

権力と対峙し報道！望月衣塑子さん

2日目は各地の活動報告、記念講演。今年立ち上げる社会福祉法人の全国組織準備会、無償化に伴う副食費分の公定価格減額に関して福岡市との交渉を続けている紅葉会、台風19号による豪雨被害を受けた東京・尾山台保育園、から報告をいただきました。記念講演は、東京新聞記者の望月衣塑子さん。

力のこもった講演でした。講演内容は、資料として同封します。



3日目に採択したアピールを次ページに掲載します。

感想より

○すべての子どもを守る最後の砦が児童福祉法24条1項、大切だと思う。一方、地域で手を取り合って運動を進めることがやりづらく困っている。施設類型間で分断して公的保育を解体しようとする動きがあるが、あきらめず訴え続けたい（茨城・事務長）
○村山先生の具体的提案はタイムリー。法人や組合でも共有して運動にいかしたい。（兵庫・理事長）
○シンポジウム最後に伊藤周平さんがフロアから発言された一言「子どもを守るための緊急提案」に、よ～し！と希望を感じました。（三重・園長）

*セミナー要綱集、1冊1,000円。若干数、余りがありますので希望者にはお分けします。

真に子どもの命と発達を保障する保育制度の確立を！

子どもの虐待相談件数が増加し続けています。昨年度、全国の児童相談所（212 か所）で 15 万 9850 件と、前年度より 2 万 6072 件（19.5%）増え、過去最高です。日本の子どもの貧困率は 13.9%（2015 年）で、7 人に 1 人が「貧困」のなかで、子ども時代を送っています。特にひとり親世帯の貧困率は 50.8% と高く、対策が急がれます。貧困は、虐待をはじめ、生活のさまざまな側面に影響を与えています。保育現場では、すでに子どもの発達保障と保護者支援を行っており、その機能がより一層重要となっています。さらに地域の子育て家庭への支援も多岐に渡って求められています。国・自治体の責任で、その支援を実行可能にする人員配置と予算確保をすべきです。

実施後 5 年目を迎えている子ども・子育て支援新制度は、当初から拙速な制度設計が指摘されたように、自治体や保育現場に混乱を招きました。抜本的な制度の改善が進まないことに加えて、幼児教育の無償化をめぐる混乱、公定価格の施設類型間の不公平、処遇改善の複雑な制度設計など、自治体間の格差も明らかになっています。地域で多くの保育関係者がつながって、こうした課題を共有し、自治体に要望をあげ、さらに国へ制度改善を働きかけてきました。保育現場の具体的な要求実態を基に、国民の世論をつくり、制度改善の運動を大きく広げていくことが、さらに必要です。

保育士の確保と人材養成は、都市も地方も深刻です。資格要件の緩和や配置基準の切り下げではなく、正規雇用や専門職にふさわしい処遇の実現を可能とする保育費用（公定価格）の抜本的な改善が必要です。幅広い保育関係者・地域住民の願いを要求に束ねていくことが求められています。

2017 年の社会福祉法人制度改革は、現場の要求に基づくものではなく、国主導で具体化され、新たな困難をもたらしています。組織・会計の企業型への変更、財政措置のない地域貢献等々、本来国が果たすべき公的責任を社会福祉法人の「自主的」な取り組みに求めています。法人の大規模化の促進や連携法人制度の導入など、私たちが望む「憲法にもとづく権利としての社会福祉」が消えようとしています。法人経営に携わる者が、連帯してこの危機を打ち破っていく必要があります。

憲法は国の最高法規です。憲法によって、国家権力を縛り、個人の人権を保障するという考え方が立憲主義です。憲法は立憲主義の立場に立ち、基本的人権の尊重、主権在民、恒久平和主義の 3 つの基本理念を定めています。しかし、2013 年の秘密保護法、2015 年の安保関連法（戦争法）の強行成立、立憲主義をないがしろにして改憲を執拗に唱える現政権、憲法は重大な危機を迎えています。これに対し、立憲主義と民主主義を取り戻そうと、全国津々浦々で若者が、学生が、学者が、女性が、年配の人が、労働者が、農業者が声をあげ続けています。そして「決してわすれない、諦めない、分断させない」と粘り強い運動を広げています。

全国の保育関係者は日々の保育・子育てを通して、つながり助けあうこと、相手の意見に耳をかたむけて自分も意見表明をすること、他者を思いやること等を、子どもたちに伝えています。それは、武力による解決を正当化する戦争とは相容れるものではありません。新年にあたり「だれの子どもも殺さない」との誓いを新たにします。

1. 保育条件の改善を求めて、国・自治体に現場の実態や要望を届けましょう。特に深刻な保育士確保の困難を解消するために、保育費用（公定価格）の改善を求めましょう。
2. 福祉の市場化を許さず、権利としての福祉を求め、福祉関係者の連帯と共同をすすめてみましょう。
3. 子どもたちに平和な未来を手渡すために、地域・園・法人でへ平和のとりくみを工夫しましょう。
4. 各地域で合研集会や『ちいさいなかま』を積極的に位置づけ、保育内容の交流や制度の学習等、共同の活動を展開し、子どもを真ん中にしたつながりを広げましょう。そのとりくみの中で、経営懇の輪を大きく広げましょう。

保育と 子どもの権利

Vol. 6

弁護士・社会福祉士・保育士 寺町東子

Vol. 6 児童ポルノ被害から子どもを守る

子どもの権利条約を補完する法的な文書として、「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」があります。日本も、2005年1月に批准しています。

その背景には、子どもの人身売買、児童買春及び児童ポルノを目的とした子どもの国際的な取引が相当数にのぼりかつ増加しており、子どもが経済的に搾取され、危険にさらわれていることを防止する、という国際的な共通認識があります。

何が児童ポルノにあたるかと言えば、18歳未満の子どもの姿を写真や電子データにしたもので、性欲を興奮又は刺激するものを指します。何に性欲を刺激されるかは多様ですので、性交類似行為や自慰行為をしている姿以外でも、全裸又は半裸で性器・おしり・胸が露出されているものが該当します。男女を問いません。

この定義に従うと、「はだか保育」を実施している園のホームページに掲載されている、素っ裸の子どもの写真や、半裸の子どもの乳首が出ている写真などは、法的には問題があります。保護者が承諾していればよいというわけではありません。

警察が摘発しないとしても、インターネット上でターゲットを探している小児性犯罪者から、無防備な園として目をつけられれば、盗撮の被害に遭ったり、保育者として求人に応募してくるなど、園児を危険に晒すことになりかねません。未就学児施設、学童保育、小学校などの指導者は、合法

的に子どもに近づくことができる職業であることから、小児性犯罪者が入り込みやすいのです（最近のニュース報道を見ていると明日は我が身です）。そして、小児性犯罪者は、子どもへの接触を徐々にエスカレートさせていくため（このことを馴化といいます）、子どもが違和感を持ちにくいのです。

子どもが性的被害に遭っても、子どもはなかなか気づきにくいことから、大人が子どもを守る必要性は高いです。

子ども自身が、自分と他人の安全を守り、「何かおかしいな」と気づけるように、欧州では、未就学児の段階から性教育を行うようになってきています。

性教育といっても、未就学児の段階で教えるのは、

- あなたの体はあなたのもの
- あなたの体はとても大切なもの。特に水着に隠れる部分は、誰も見たり触ったりしてはいけない
- そうする人はおかしい。そんなことになったら、その場から逃げるか、大きな声で叫ぶこと、信頼できる大人に話すこと

程度です。これらを日常的に繰り返し教えるのです。

例えば、イギリスの児童虐待防止協会

(NSPCC) が作った、子ども向けの性犯罪防止動画「パンツザウルス」は幼児にもとても分かりやすいです。パンツザウルスを用いた保育園での性教育がNHKでも取り上げられていました。

イギリスの児童虐待防止協会のパンツザウルス特設ページ（動画や教材があります）はこちら➡

https://www.nspcc.org.uk/keeping-children-safe/support-for-parents/underwear-rule/?fbclid=IwAR0R_OAfj9t3Kubp3ILcloIjasbBY9FJftxENIDZcpPFCeuU-E09QOOgzMg

社会保険労務士 まつださんのお役立ち情報 Vol.18

賃金債権の時効が伸びます！

寒中見舞い申し上げます。今年もよろしく願いいたします。突然ですが、未払残業等があった時、職員は法人に対して何年分を請求できるでしょうか。現在の労基法では、労働者保護の観点等から2年（退職手当については5年）の消滅時効期間を定めています。

その時効について厚生労働省は、今回の通常国会で労働基準法改正案を提出し、4月1日の施行を目指します。

改正の背景と概要

労基法改正案の背景には民法の改正があります。民法の債権法の改正が平成29年5月に成立し、今年の4月1日から施行されます。改正前後の内容は下記のとおりです。

改正前の債権法は

- ①債権は10年間行使しないときは、消滅する。
- ②月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給与に係る債権は、1年間行使しないときは、消滅する(これを「短期消滅時効」といいます)。
- ②を受けて労基法では、1年間で消滅し時効となるのは短すぎて労働者保護にならないとして「2年間」請求しないときには消滅すると定めています。

改正後の債権法は、一般的な債権の時効が

- ①債権者が権利を行使することができるときを知った時から5年間行使しないとき。または、
- ②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効により消滅する。

つまり、民法上の債権消滅時効は「5年間」に統一され、短期消滅時効が廃止されます。

そのため、労基法の改正案では、

(1)消滅時効期間を「2年」から「5年」に。ただし、当分の間は「3年」とする。

(2)民法改正にあわせて今年の4月1日から施行を目指す。

(3)今年の4月以降に発生した賃金債権について適用する（退職手当は現行の5年のまま。年次有給休暇の請求権（年休権が発生した年に確実に取得することが求められるため）、災害補償の請求権については現行の2年のまま。）

(4)起算点は、賃金の支払日（現行の労基法と同じ）あわせて、労働者名簿等の記録の保存期間も原則5年のところ、当分の間は3年とするようです。

改正による影響は？

消滅時効期間が2年から3年になれば、未払残業代などが発生したときに請求される金額は1.5倍になるだけでなく、1人に未払残業代が発覚すれば、他の職員にも波及する可能性もあります。ある弁護士の方が、今まで労力がかかり採算のあわなかった未払残業代請求について報酬が取れるようになると「過払い金請求」のように「未払残業代請求」の宣伝をするようになり、弁護士に依頼する案件が増えると思われる。また、労働者の側もネットやCM等で情報を知ることができるので依頼しやすくなるのではないかと考えていました。その他にも肩書だけが管理職となっていて残業代が支払われていない名ばかり管理職のようなグレーゾーンの部分についても問題にされる可能性があります。

法人としては、36協定の届出、始業・終業の時間管理、残業の仕組みを申請制にする、給与計算時には賃金を適切に支払っておくなどの対応ができていないか確認しておかれたほうがいいでしょう。

社会保険労務士法人 第一コンサルティング

松田康子

連 載

職員会議のくふう

第23回

愛知・（福）池内福祉会
かわらまち夜間保育園

はじめに

「かわらまち夜間保育園」の前身である「瓦町共同保育所」は、名古屋の中心地で働きながら子育てをする父母の「職場の近くに保育所を」という願いに応じて1963年に開所しました。認可を目指す運動の中で地域の保育要求調査を行ったり、ベビーホテルの実態を知り、求められているのが安心して預けられる「産休明け・夜間保育」であることがわかりました。そういった経緯があり、1989年に名古屋市より認可を受け、開園時間7時～深夜1時までの夜間保育園として「かわらまち夜間保育園」が開所しました。

昼夜一体型で開所時間の長い夜間保育園には、デパートや美容師、飲食店関係や医師・看護師など、日・祝日に仕事がある家庭が多く在籍しています。その要求に応えるべく、2001年より日祝日保育(休日保育)を自主事業として開始し、2006年に名古屋市の休日保育事業の制度化に伴い指定園となりました。

2011年に昼間園と夜間園に分割化をして、一つの施設に「かわらまち保育園(昼間園)」と「かわらまち夜間保育園」の二つが入っているという形になっていますが、保育は連携しあいながら行っており、昼間クラスと夜間クラスは「隣のクラス」という感覚です。園の運営に関することや行事なども一緒に行っています。

かわらまち夜間保育園の概要

【定員】30名 0歳(産休明け)～就学前

【開園時間】

月～土曜日 11:00～深夜1時

日・祝日 8:00～19:00

(自主事業として19:00～24:00)

【職員数】

園長1名、主任1名、保育士25名(正規6名)

※2019年11月現在

職員会議の現状

職員会議は隔週水曜日、保育面と運営面を交互に主眼として、昼間・夜間一緒に行っています。夜間にも子どもはいるため、会議はお昼寝～おやつの時間帯にあたる14時～16時の間に設定しています。基本、勤務時間内の会議となりますが、昼間園の早番、夜間園の深夜勤の職員は勤務時間からはみ出してしまうため、超過勤務となります。参加者は正規職員で、時差勤務ですれ違いながら保育をしている中では貴重な時間となっています。

非正規の職員に関しては、主任と非正規職員での会議をもったり、体制的にそれが難しい月はクラスの打ち合わせに入ってもらうなど、どこかでは参加できるようにし、保育を共有できるよう工夫しています。時差勤務の幅が大きい職場なので、伝達がしっかりできるよう引き継ぎノートなども活用しています。

職員会議の土台として

かわらまちの職員集団を一言で表すなら、得意なことと苦手なことの幅が極端で、それぞれが凸凹な個人の集まりだと思います。円グラフで例えるなら、きれいな円には程遠く、飛び出して尖っている項目もあれば、円を突き抜けてへこんでしまっている所もあるような感じです。保育の中では枠にとらわれない発想を持っていたり、子ども一人ひとりへの寄り添い方が丁寧だったりする

反面、計画的に保育を組み立てるのが極端に苦手だったり、提出物の期限がなかなか守れなかったりします。

もちろん社会人として一定の責任は果たせるようにその都度声掛けや注意はしています。ですが、それぞれが個性をもっており、そのなかでそれぞれの良いところを保育や園運営にも活かしていったらいいと考え、あまり細かいことを口うるさく言うよりも、フォローできるところはフォローしあってのびのびと個性を発揮できるようにしていった方がいいのかなと思うところもあります。

例えば、こんなことがありました。ある職員が会議の時間になっても姿を見せない、昼間園の園長がメールをすると、『すみません、寝坊してしまいました』との返事。『急いで行きます。もう気持ちはそっちに行ってます』というメールに昼間園長が返信したのが『体が来い！』

これは今でもあんなことあったよねと職員間の笑い話で出てくる話なのですが、笑いながらもどこかで「ああ、ほんとに気持ちだけはもう来てたんだろうな」と思える信頼感…という語弊があるのですが、日々の関りの中でそう思わせるものを築いてきていることと、笑い話として受容する職員同士の関係性の中でこそ、その職員の良さも発揮できていると感じます。お互いの苦手なところも含めて尊重しあい、許しあい、フォローをし合う関係性が、活発な職員会議の土台にあると思っています。職員会議の工夫というテーマからは少しずれるかもしれませんが、こういった職員集団にしたいか、日々どういう関りを心掛けているかが職員会議などにも反映されるのではないのでしょうか。

しかし近年、かわらまちも世代交代の時期に差しかかり、新人や若い職員も増えてきました。法人内の人事交流などもあり、あまり自発的に発言

をしない職員や、日々の中でもなかなか本音が見えなかったり、自分のことは置いておいて他人に向ける目が厳しいと感じるような職員も出てきています。そういった職員からも話を引き出したいと思い、今年度の半期のまとめ会議ではいつもと違う取り組みもしてみました。

全員に小さいホワイトボードを配り、「最近クラスで流行っているあそびは？」「気になるな～と感じる子は？」といった感じでこちらからお題を出し、あまり時間を置かず答えを書いて出してもらいます。そしてお互いの答えについて雑談的な感じで少し話して、次の問題に行く、という形式です。これだと、自分からあまり発言をしない職員も答えを書いて出すので、自然に子どもの話に入っていけるのではないかと思います。試してみたのですが、一定のアイスブレイクの効果はあったようで自然に会話に参加している姿が見られました。副産物として、自分のクラス以外の子の名前もよく挙がって関りの広さを感じさせる職員や、同じ子どもの姿でも担任とそうでない職員とでとらえ方が少し違っていたり、クラスの外から見ていると気になるな～と感じる子の名前が挙がらないなど、職員それぞれの子どもとの関りやとらえ方などが垣間見え、興味深い取り組みとなりました。

職員集団も年々変わってきており、会議の工夫もこれからますます必要になってくるかと思えます。職員の個性や課題をとらえ、どういう職員集団にしていきたいかを土台にした会議の持ち方を考えていきたいです。

かわらまち夜間保育園 園長 深水 高雪

お知らせ・今後の予定

●2. 27国会要請行動

とき:2月 27 日(水)10:00~15:45

集合:衆議院第一議員会館大会議室

情勢学習:

石川康宏さん(神戸女学院大学)

先の国会での、画期的な請願採択を力に、
保育現場の実態や、保護者・保育者の声を、
議員に伝えていきましょう。

年度末を控え、忙しい時期ですが、ご参加ください。

※園長・理事など役職のある方は、名刺を持参いただくと、有効です。

* 同封資料 *

- ①経営セミナー記念講演・望月衣塑子さん
講演資料
- ②経営セミナー基調報告
- ③2.27 国会要請行動チラシ

●52 回合研集会(福島) 分科会の自主提案募集

日程:2020 年 8 月 8~10 日(土~月)

会場:福島県郡山市

分科会の自主提案の申し込み締め切りは、
3 月末です。各園から、分科会に実践を提案し、合研に参加しましょう。

【経営懇・活動日誌】1 月

○1月13~15日/第40回民間保育園経営研究セミナー、滋賀県長浜市にて開催。

参加者数(頭数)398名。

○1月25~26日/福島県保育のつどい。福島の会員園も奮闘。合研開催前年度の企画。

○1月25日/第53回合研(広島)、実行委員会立ち上げ。

<セミナー参加者に聞きました>

ハッ! としたひとこと・その5



なにげなく言った子どものひとことに、オロオロするわたしって・・・(;∀;)

(60代・理事)